企業年金だより

2022
第5号

当基金は確定給付型の企業年金基金ですので、従業員の皆様のために積み立てられた退職後の給付額は保証（確定）されています。

また、事業主にとっては、毎月一定額を社外に積み立てることができ、その全額が損金算入されますので、退職給付費用を有利に積み立てることができます。

退職後の給付設計の一助に、ぜひ当企業年金基金をご活用ください。

ホームページはこちら

https://pankikin.jp

当基金からのお知らせや、基金制度の概要、基金だよりのバックナンバーの閲覧等がご利用いただけます。コンテンツは今後、随時充実を図っていく予定です。

▲阿弥陀岳と中岳／八ヶ岳（常務理事撮影）

パン企業年金基金

令和3年度 決算のお知らせ

（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

令和4年4月20日に開催された第11回理事会・代議員会において、当基金の令和3年度事業報告及び決算について審議が行われ、全会一致で可決・承認されました。

年金経理

損益計算書（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

（単位：千円）

収益勘定		費用勘定	
科　目	決算額	科　目	決算額
掛金等収入	82,815	給付費	71,382
運用収益	33,312	運用損失	0
当年度不足金	0	運用報酬等	3,960
		業務委託費等	4,674
		責任準備金増加額	19,605
		当年度剰余金	16,506
合　計	116,127	合　計	116,127

貸借対照表（令和3年12月31日現在）

（単位：千円）

資産勘定		負債勘定	
科　目	決算額	科　目	決算額
流動資産	13,616	流動負債	78
固定資産	798,589	支払備金	2,850
繰越不足金	16,506	責任準備金	809,277
当年度不足金	0	別途積立金	0
		当年度剰余金	16,506
合　計	828,711	合　計	828,711

業務経理

損益計算書（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

（単位：千円）

収益勘定		費用勘定	
科　目	決算額	科　目	決算額
掛金等収入	14,277	事務費	12,950
雑収入	0	雑支出	314
当年度不足金	0	当年度剰余金	1,013
合　計	14,277	合　計	14,277

貸借対照表（令和3年12月31日現在）

（単位：千円）

資産勘定		負債勘定	
科　目	決算額	科　目	決算額
流動資産	15,763	流動負債	1,653
固定資産	150	繰越剰余金	13,251
前払金	4	当年度剰余金	1,013
繰越不足金	0		
当年度不足金	0		
合　計	15,917	合　計	15,917

財政検証結果

毎事業年度末において、継続基準及び非継続基準での年金資産の積み立てが十分かどうかを検証することを、財政検証と言います。仮に十分な積み立てがなされていない場合は掛金の見直し等を行う必要があります。

	基準値	積立水準	検証結果
継続基準（責任準備金）	いずれか1.00以上	1.00	OK
継続基準（財政再計算要否）		1.14	OK
非継続基準（最低積立基準額）	1.00以上	1.01	OK

当年度決算においては、財政均衡となりましたので、財政再計算の必要はありません。

もっと身近に年金！

働きながら年金を受けるとどうなる？

「在職老齢年金」（国の年金）のしくみ

定年年齢の引き上げや雇用延長で、60歳代でも働く人が増えています。
働きながら年金を受けると、どのような影響があるでしょうか。

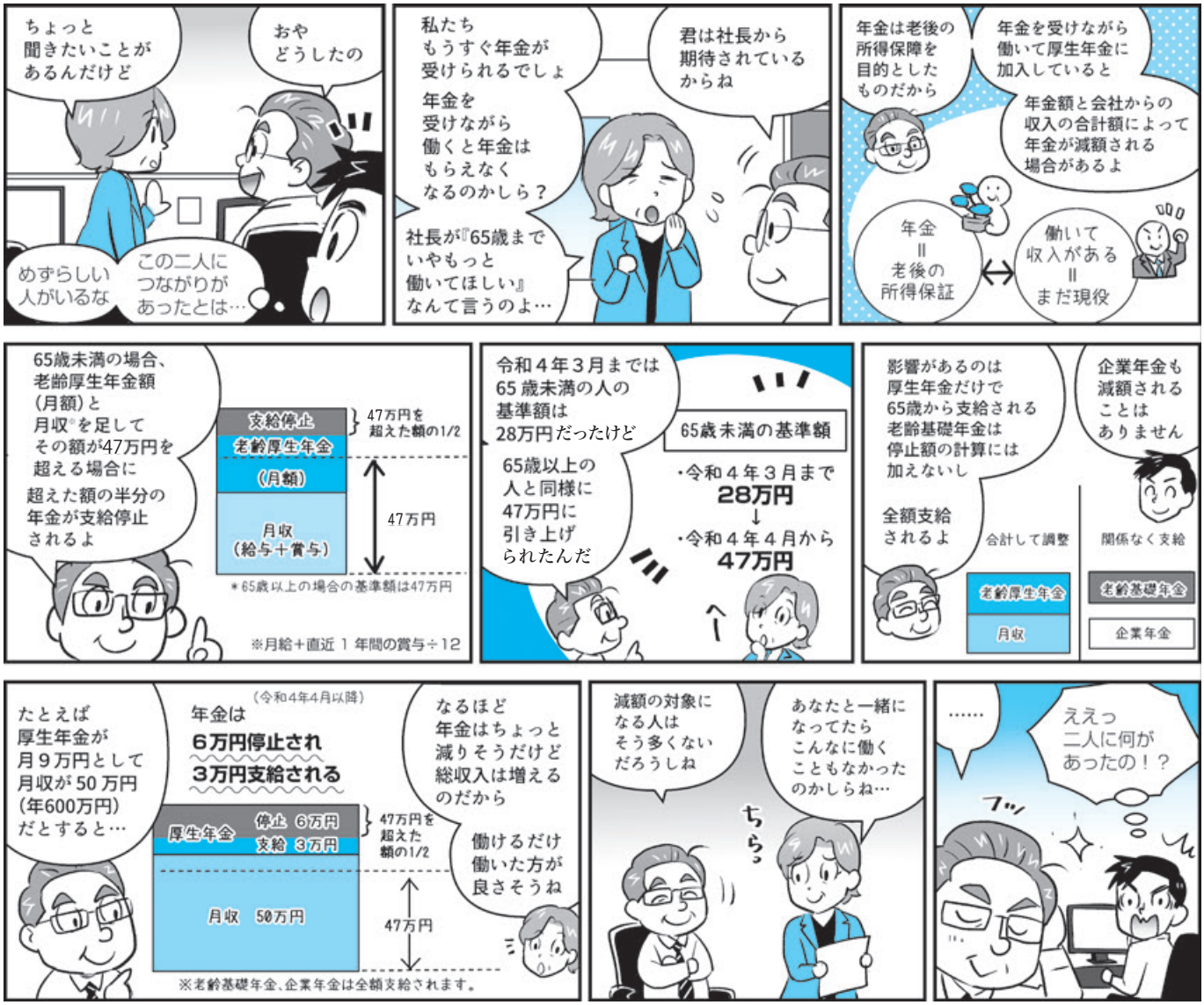

年金が減額になる目安

令和4年4月以降、老齢厚生年金額（月額）と月収の合計が47万円を超えると、年金が減額されることになりました。

厚生年金額を月9万円（厚労省のモデル年金額）とすると、月収が38万円（年収456万円）を超えると、年金が減額され始めることになります。

在職老齢年金の計算に用いられる「月収」は、正確には下記の「総報酬月額相当額」となります。

総報酬月額相当額＝その月の給与（標準報酬月額）＋その月以前の1年間に受けた賞与（標準賞与額）÷12

※標準報酬月額：毎月の給料などの報酬を区切りのよい幅で区分した額で、保険料や年金額の計算に用いる。
※標準賞与額：賞与の額から千円未満を切り捨てた額。1ヵ月あたり150万円が上限。

納めた保険料は年金額に反映されます

在職によって年金は減額される場合がありますが、厚生年金に加入して納めた保険料は年金額改定時に加味され、その後の年金額に反映されます。

年金額が改定されるタイミングは退職時のほか、令和4年3月までは65歳または70歳に到達したときですが、令和4年4月からは毎年改定が行われ、納めた保険料がより早く年金額に反映されるようになりました。

70歳以上で働く場合

厚生年金に加入できるのは70歳未満なので、70歳以上で年金を受けながら働く場合でも、厚生年金には加入せず保険料も納めません。ただし69歳までと同じ基準で在職中の年金額が調整されます。

ねんきんトピックス

令和４年度の年金額は0.4%の引き下げ

令和4年1月21日、厚生労働省は、令和4年度の公的年金額を前年度比で0.4%引き下げることを発表しました。

年金額は毎年度、物価や賃金の変動率に応じて改定されており、令和3年度に続いて2年連続の引き下げとなります。令和4年度は前年の物価変動率が▲0.2%、名目手取り賃金変動率が▲0.4%となり、規定により新規裁定者、既裁定者ともに年金額は0.4%引き下げとなりました。マイナス改定となるため、「マクロ経済スライド※」によるスライド調整率（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越しとなります。

※2004年の年金制度改正において導入された、公的年金の被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて年金の給付水準を調整する仕組みのこと。

■公的年金額（令和4年度）

年金の種類	年金額
老齢基礎年金（満額）	777,800円
加給年金額	223,800円
障害基礎年金（1級）	972,250円
障害基礎年金（2級）	777,800円
遺族基礎年金	777,800円
子の加算額（1人目・2人目）	223,800円
子の加算額（3人目以降）	74,600円

基金の事業概況

設立事業所及び加入員・受給者の概況
（令和3年12月末）

事業所数	65所
加入者数	2,341人
年金受給者数	10人

給付の支給の状況
（令和3年12月末）

給付の種類	件　数	支給額
年金（老齢）	10件	1,477,440円
一時金（老齢）	48件	49,897,100円
年金（遺族）	0件	0円
一時金（遺族）	0件	0円
脱退一時金	95件	20,239,900円
合　計	153件	71,614,440円

年金給付等積立金の運用状況

今年度は、昨年度に開始したマルチアセット運用が好調だったことから、大幅な収益アップとなりました。

令和３年度の最終的な運用収益は33,312千円となり、修正総合利回りはプラス4.32%となりました。

このことにより、昨年度に発生していた不足金を解消することができました。

運用収益	33,312千円
修正総合利回り	＋4.32%

●資産構成割合（令和3年12月時点）

（単位：百万円、%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資金	その他資産	合　計
時価総額	115	0	177	58	306	75	68	799
構成割合	14.4	0.0	22.2	7.3	38.3	9.3	8.5	100

発行　パン企業年金基金
〒352-0011　埼玉県新座市野火止5丁目2-13　新座かけはしビル303　TEL 048-423-5910　FAX 048-423-5913
Eメール info@pankikin.jp　ホームページ https://www.pankikin.jp